

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第95条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、第1号、第2号及び第4号にあっては、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合、第3号にあっては、北海道旅客鉄道会社線、西日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

- イ 幹線内相互発着となる場合
別表第2号ロに定める額
- ロ 地方交通線内相互発着となる場合
別表第2号ハに定める額

(2) 大人通学定期旅客運賃

- イ 幹線内相互発着となる場合
別表第2号ニに定める額
- ロ 地方交通線内相互発着となる場合
別表第2号ホに定める額

(3) 大人特別車両定期旅客運賃

- イ ロ及びハ以外の場合
別表第2号へに定める額
- ロ 電車特定区間内相互発着となる場合（ただし、ハ以外の場合）
別表第2号トに定める額
- ハ 東京山手線内相互発着となる場合
別表第2号トの2に定める額

(4) 大人特殊均一定期旅客運賃

14,690円とする。

(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

- イ 幹線内相互発着となる場合
別表第2号ロの2に定める額
- ロ 地方交通線内相互発着となる場合
別表第2号ハの2に定める額

(2) 大人通学定期旅客運賃

- イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの2に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ホの2に定める額

(四国旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ロの3に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ(別表第2号ロの3)に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ(別表第2号ロの3)に定める定期旅客運賃を適用した額

(2) 大人通学定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの6に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ(別表第2号ニの6)に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ(別表第2号ニの6)に定める定期旅客運賃を適用した額

(九州旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)

第95条の4 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ロの6に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ(別表第2号ロの6)に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第2号ロの7に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人通勤定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第2号ロの6）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第2号ロの8に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の大人通勤定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(2) 大人通学定期旅客運賃

イ 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの18に定める額

ロ 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前イ（別表第2号ニの18）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第2号ニの19に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

ハ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前イ（別表第2号ニの18）に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第2号ニの20に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の大人通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃）

第96条 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。

(1) 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第95条第1号ロ（別表第2号ハ）の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第95条第2号ロ（別表第2号ホ）の定期旅客運賃を適用した額

(2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第95条第1号イ（別表第2号ロ）の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第95条第2号イ（別表第2号ニ）の定期旅客運賃を適用した額

（北海道旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃）

賃)

第 96 条の 2 北海道旅客鉄道会社線内の幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 発着区間の営業キロが 10 キロメートルまでの場合

発着区間の営業キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第 95 条の 2 第 1 号ロ (別表第 2 号ハの 2) の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第 95 条の 2 第 2 号ロ (別表第 2 号ホの 2) の定期旅客運賃を適用した額

(2) 発着区間の営業キロが 10 キロメートルを超える場合

発着区間の運賃計算キロに基づき、次の額とする。

イ 大人通勤定期旅客運賃

第 95 条の 2 第 1 号イ (別表第 2 号ロの 2) の定期旅客運賃を適用した額

ロ 大人通学定期旅客運賃

第 95 条の 2 第 2 号イ (別表第 2 号ニの 2) の定期旅客運賃を適用した額

(制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃)

第 97 条 100 キロメートルを超える区間の大人定期旅客運賃は、100 キロメートル分の営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃とを合計した額とする。

2 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、前項の規定を準用して計算した額とする。

3 前各項並びに第 103 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する 100 キロメートルを超える区間の割引定期旅客運賃は、第 104 条に規定する 100 キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する割引の定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する割引の定期旅客運賃とを合計した額とする。

ただし、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第 38 条第 1 項第 2 号に規定する児童に対する割引定期旅客運賃は、本項前段の規定により全乗車区間に対して計算した第 38 条第 1 項第 1 号に規定する生徒に対する割引定期旅客運賃を折半し、は数整理した額とする。

4 前各項の規定によるほか、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときは、第 99 条の 2 の規定による。

5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、100 キロメートルを超える大人特別車両定期旅客運賃は、100 キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期

旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃とを合計した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。

- (1) 有効期間が 1 箇月のものにあつては、44,000 円
- (2) 有効期間が 3 箇月のものにあつては、125,400 円

第 98 条 削除

(幹線内相互発着等の大人定期旅客運賃の特定)

第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 東京山手線内相互発着の場合

- イ 大人通勤定期旅客運賃
別表第 2 号ヲに定める額
- ロ 大人通学定期旅客運賃
別表第 2 号ワに定める額

(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合

イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合

- (イ) 大人通勤定期旅客運賃
別表第 2 号ヨに定める額
- (ロ) 大人通学定期旅客運賃
別表第 2 号タに定める額

ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合

- (イ) 大人通勤定期旅客運賃
別表第 2 号ヨの 2 に定める額
- (ロ) 大人通学定期旅客運賃
別表第 2 号タの 2 に定める額

(3) 第 79 条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。

- イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額
別表第 2 号レに定める額
- ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額
別表第 2 号レの 2 に定める額

(4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とする。

2 第 95 条第 1 号イ及び第 96 条の規定にかかわらず、第 140 条第 1 項第 3 号規定区間内の駅相互間の大人通勤定期旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）が、同一の発

駅から同一の方向及び経路にある第 140 条第 1 項第 3 号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第 140 条第 1 項第 3 号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃のうち、最も低廉な額をもって、この区間の大人通勤定期旅客運賃とする。

(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の定期旅客運賃)

第 99 条の 2 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 95 条、第 96 条若しくは第 97 条に規定した額又は第 103 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「定期旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。

(1) 北海道旅客鉄道会社線

北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第 95 条の 2 第 1 号イに規定する額から第 95 条第 1 号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

第 95 条の 2 第 1 号ロに規定する額から第 95 条第 1 号ロに規定する額を差し引いた額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 96 条の 2 第 2 号イに規定する額から第 96 条第 2 号イに規定する額を差し引いた額

ロ 削除

ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第 95 条の 2 第 2 号イに規定する額から第 95 条第 2 号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

第 95 条の 2 第 2 号ロに規定する額から第 95 条第 2 号ロに規定する額を差し引いた額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 96 条の 2 第 2 号ロに規定する額から第 96 条第 2 号ロに規定する額を差し引いた額

ニ 高校生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第 104 条第 3 号イの(イ)に規定する額から第 103 条第 2 号の規定により計算した

額を差し引いた額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

第 104 条第 3 号イの(ロ)に規定する額から第 103 条第 2 号の規定により計算した額を差し引いた額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 104 条第 3 号イの(ハ)に規定する額から第 103 条第 2 号の規定により計算した額を差し引いた額

ホ 中学生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第 104 条第 1 号イの(イ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

第 104 条第 1 号イの(ロ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 104 条第 1 号イの(ハ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額

ヘ 小学生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第 104 条第 2 号イの(イ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

第 104 条第 2 号イの(ロ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 104 条第 2 号イの(ハ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額

(2) 四国旅客鉄道会社線

四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額

イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第 95 条の 3 第 1 号イに規定する額から第 95 条第 1 号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 95 条の 3 第 1 号ハに規定する額から第 96 条第 2 号イに規定する額を差し引いた額

- ロ 削除
- ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額
 - (イ) 幹線内相互発着となる場合
 - 第 95 条の 3 第 2 号イに規定する額から第 95 条第 2 号イに規定する額を差し引いた額
 - (ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
 - 第 95 条の 3 第 2 号ハに規定する額から第 96 条第 2 号ロに規定する額を差し引いた額
- ニ 高校生等通学定期旅客運賃の加算額
 - (イ) 幹線内相互発着となる場合
 - 第 104 条第 3 号ロの(イ)に規定する額から第 103 条第 2 号の規定により計算した額を差し引いた額
 - (ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
 - 第 104 条第 3 号ロの(ハ)に規定する額から第 103 条第 2 号の規定により計算した額を差し引いた額
- ホ 中学生等通学定期旅客運賃の加算額
 - (イ) 幹線内相互発着となる場合
 - 第 104 条第 1 号ロの(イ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額
 - (ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
 - 第 104 条第 1 号ロの(ハ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額
- ヘ 小学生等通学定期旅客運賃の加算額
 - (イ) 幹線内相互発着となる場合
 - 第 104 条第 2 号ロの(イ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額
 - (ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
 - 第 104 条第 2 号ロの(ハ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額
- (3) 九州旅客鉄道会社線
九州旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して、次により計算した額
- イ 大人通勤定期旅客運賃の加算額
 - (イ) 幹線内相互発着となる場合
 - 第 95 条の 4 第 1 号イに規定する額から第 95 条第 1 号イに規定する額を差し引いた額
 - (ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 95 条の 4 第 1 号ハに規定する額から第 96 条第 1 号イ又は第 2 号イに規定する額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが 10 キロメートルまでの場合は、第 95 条の 4 第 1 号ハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第 95 条第 1 号イに規定する額を差し引いた額とする。

ロ 削除

ハ 大人通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第 95 条の 4 第 2 号イに規定する額から第 95 条第 2 号イに規定する額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 95 条の 4 第 2 号ハに規定する額から第 96 条第 1 号ロ又は第 2 号ロに規定する額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが 10 キロメートルまでの場合は、第 95 条の 4 第 2 号ハ前段に規定する額から運賃計算キロにより第 95 条第 2 号イに規定する額を差し引いた額とする。

ニ 高校生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第 104 条第 3 号ハの(イ)に規定する額から第 103 条第 2 号の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 104 条第 3 号ハの(ロ)に規定する額から第 103 条第 2 号の規定により計算した額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが 10 キロメートルまでの場合は、第 104 条第 3 号ハの(ロ)前段に規定する額から運賃計算キロにより第 103 条第 2 号の規定により計算した額を差し引いた額とする。

ホ 中学生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第 104 条第 1 号ハの(イ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 104 条第 1 号ハの(ロ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが 10 キロメートルまでの場合は、第 104 条第 1 号ハの(ロ)前段に規定する額から運賃計算キロにより第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額とする。

へ 小学生等通学定期旅客運賃の加算額

(イ) 幹線内相互発着となる場合

第 104 条第 2 号ハの(イ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額

(ロ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

第 104 条第 2 号ハの(ロ)に規定する額から第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額

ただし、営業キロ及び運賃計算キロが 10 キロメートルまでの場合は、第 104 条第 2 号ハの(ロ)前段に規定する額から運賃計算キロにより第 103 条第 1 号の規定により計算した額を差し引いた額とする。

2 前項各号に定める旅客鉄道会社線ごとの定期旅客運賃の加算額を計算する場合で、同一の当該旅客鉄道会社線の区間の中間に他の旅客鉄道会社線の区間又は当社と通過連絡運輸を行う鉄道・軌道・航路若しくは自動車線の区間が介在する場合の定期旅客運賃の加算額は、当該旅客鉄道会社線ごとにその前後の区間を通算した営業キロ又は運賃計算キロにより計算した額とする。

3 第 1 項各号に定める旅客鉄道会社線内の乗車区間が 100 キロメートルを超える場合の定期旅客運賃の加算額は、第 1 項第 1 号又は第 2 号若しくは第 3 号に規定する 100 キロメートルまでの定期旅客運賃の加算額と 100 キロメートルを超える営業キロ又は運賃計算キロによる定期旅客運賃の加算額とを合計した額とする。

(加算定期旅客運賃の適用区間及び額)

第 99 条の 3 加算定期旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 南千歳・新千歳空港間

種類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	660 円	1,880 円	3,180 円
大人加算通学定期旅客運賃	380 円	1,080 円	2,040 円
高校生等加算通学定期旅客運賃	340 円	980 円	1,860 円
中学生等加算通学定期旅客運賃	270 円	770 円	1,450 円
小学生等加算通学定期旅客運賃	130 円	380 円	720 円

(2) 日根野・りんくうタウン間

種類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	4,690 円	13,320 円	22,440 円
大人加算通学定期旅客運賃	2,880 円	8,220 円	15,560 円

(3) 日根野・関西空港間

種類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	6,640 円	18,900 円	31,820 円
大人加算通学定期旅客運賃	5,340 円	15,190 円	28,740 円

(4) りんくうタウン・関西空港間

種類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	5,010 円	14,250 円	24,000 円
大人加算通学定期旅客運賃	3,370 円	9,640 円	18,210 円

(5) 児島・宇多津間

種類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	1,610 円	4,600 円	8,170 円
大人加算通学定期旅客運賃	1,270 円	3,650 円	6,900 円
高校生等加算通学定期旅客運賃	970 円	2,740 円	5,190 円
中学生等加算通学定期旅客運賃	580 円	1,620 円	3,090 円
小学生等加算通学定期旅客運賃	300 円	800 円	1,540 円

(6) 田吉・宮崎空港間

種類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	3,840 円	10,960 円	18,680 円
大人加算通学定期旅客運賃	2,240 円	6,390 円	12,080 円
高校生等加算通学定期旅客運賃	2,040 円	5,800 円	10,980 円
中学生等加算通学定期旅客運賃	1,610 円	4,620 円	8,760 円

(加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃)

第 99 条の 4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 95 条、第 95 条の 2、第 95 条の 3、第 95 条の 4、第 96 条、第 96 条の 2、第 97 条、第 99 条、第 99 条の 2 及び第 104 条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。ただし、第 99 条の 3 第 3 号に掲げる区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合は、同条第 2 号及び第 4 号の加算普通旅客運賃は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第 38 条第 1 項第 2 号に定める児童に対する通学定期旅客運賃は、第 104 条第 1 号ハに定める額に第 99 条の 3 第 6 号に定める中学生等加算通学定期旅客運賃を加えた額を折半し、は数整理した額とする。

第 99 条の 5 削除

第 100 条 削除

第 101 条 削除

(は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第 102 条 第 37 条の 2 第 2 項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

(中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)

第 103 条 第 38 条の規定により割引の定期乗車券を発売する場合は、第 104 条に規定する

場合を除き、次の各号に定めるところによって定期旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第 38 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める生徒等に対しては、通学定期旅客運賃について 3 割引
- (2) 第 38 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに定める生徒等に対しては、通学定期旅客運賃について 1 割引

(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)

第 104 条 前条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。

- (1) 第 38 条第 1 項第 1 号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃

イ 北海道旅客鉄道会社線

- (イ) 幹線内相互発着となる場合
別表第 2 号ニの 4 に定める額
- (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合
別表第 2 号ホの 4 に定める額
- (ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
 - a 発着区間の営業キロが 10 キロメートルまでの場合
営業キロにより前(ロ) (別表第 2 号ホの 4) に定める定期旅客運賃を適用した額
 - b 発着区間の営業キロが 10 キロメートルを超える場合
運賃計算キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 4) に定める定期旅客運賃を適用した額

ロ 四国旅客鉄道会社線

- (イ) 幹線内相互発着となる場合
別表第 2 号ニの 12 に定める額
- (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合
発着区間の擬制キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 12) に定める定期旅客運賃を適用した額
- (ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
発着区間の運賃計算キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 12) に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ 九州旅客鉄道会社線

- (イ) 幹線内相互発着となる場合
別表第 2 号ニの 24 に定める額
- (ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前(イ) (別表第2号ニの24) に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第2号ニの25に定める擬制キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの24) に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第2号ニの26に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(2) 第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃

イ 北海道旅客鉄道会社線

(イ) 幹線内相互発着となる場合

別表第2号ニの5に定める額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

別表第2号ホの5に定める額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合

営業キロにより前(ロ) (別表第2号ホの5) に定める定期旅客運賃を適用した額

b 発着区間が10キロメートルを超える場合

運賃計算キロにより前(イ) (別表第2号ニの5) に定める定期旅客運賃を適用した額

ロ 四国旅客鉄道会社線

(イ) 幹線内相互発着となる場合

前号ロの(イ)の額を折半し、は数整理した額とする。

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ 九州旅客鉄道会社線

(イ) 幹線内相互発着となる場合

前号ハの(イ)の額を折半し、は数整理した額とする。

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前(イ)に定める定期旅客運賃を適用した額

(3) 第 38 条第 1 項第 3 号から第 5 号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃

イ 北海道旅客鉄道会社線

(イ) 幹線内相互発着となる場合

別表第 2 号ニの 3 に定める額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

別表第 2 号ホの 3 に定める額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

a 発着区間の営業キロが 10 キロメートルまでの場合

営業キロにより前(ロ) (別表第 2 号ホの 3) に定める定期旅客運賃を適用した額

b 発着区間の営業キロが 10 キロメートルを超える場合

運賃計算キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 3) に定める定期旅客運賃を適用した額

ロ 四国旅客鉄道会社線

(イ) 幹線内相互発着となる場合

別表第 2 号ニの 9 に定める額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 9) に定める定期旅客運賃を適用した額

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 9) に定める定期旅客運賃を適用した額

ハ 九州旅客鉄道会社線

(イ) 幹線内相互発着となる場合

別表第 2 号ニの 21 に定める額

(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合

発着区間の擬制キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 21) に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第 2 号ニの 22 に定める擬制キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

発着区間の運賃計算キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 21) に定める定期旅客運賃を適用した額

ただし、別表第 2 号ニの 23 に定める運賃計算キロ及び営業キロの区間の通学定期旅客運賃については、同表に定めるところにより特定の額とする。

第 105 条 削除